

岩手県告示第 395 号

県立都市公園条例の一部を改正する条例（平成 17 年岩手県条例第 95 号）附則第 2 項の規定により、岩手県立花巻広域公園の利用料金を次のとおり承認した。

平成 18 年 3 月 28 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 表 1 に掲げる額（ゴルフ場を使用する場合において附属の設備を使用するときにあつては、同表の 3 の表に掲げる額に表 2 に掲げる額を加算した額）
- 県立都市公園条例の一部を改正する条例による改正後の県立都市公園条例（昭和 41 年岩手県条例第 15 号。以下「改正後の条例」という。）第 21 条第 2 項において準用する改正後の条例第 3 条第 1 項各号に掲げる行為の許可を受けた場合にあつては、表 3 に掲げる額

表 1 有料公園施設の利用料金

1 テニスコート

使用の区分	単 位	利用料金	
		一 般	学生及び生徒
普通使用（1回につき）	1時間までごとに1面ごとに	900円	400円
回数使用（6回につき）	1時間までごとに1面ごとに	4,500円	2,000円
団体使用（1回につき）	1時間までごとに1面ごとに	600円	

備考 「団体使用」とは、10人以上の者による使用をいう。

2 運動広場

使用の区分	単 位	利用料金	
		一 般	学生及び生徒
貸切使用	1時間までごとに	590円	300円

3 ゴルフ場

使用の区分				利用料金		
				土曜日及び休日	その他の日	
通常使用の場合（1回につき。ただし、回数使用の場合を除く。）	一般	個人	5月1日から10月31日までの期間	9ホール以下の使用の場合	円 4,000	円 3,000
				10ホール以上の使用の場合	5,000	4,000
			その他の期間		4,000	3,000
			回数使用（4回につき）	10ホール以上の使用の場合	18,000	14,000
		12人以上の団体（1人につき）	10ホール以上の使用の場合	4,500	3,500	
		学生		9ホール以下の使用の場合	3,000	2,000
			10ホール以上の使用の場合	4,000	3,000	
		高等学校生徒		9ホール以下の使用の場合	1,500	1,000
			10ホール以上の使用の場合	2,500	1,500	
		中学校生徒及び小学校児童		9ホール以下の使用の場合	1,000	500
	10ホール以上の使用の場合		2,000	1,000		
特例使用の場合（1回につき）		5月1日から10月31日までの期間	9ホール以下の使用の場合	3,000	2,000	
			10ホール以上の使用の場合	4,000	3,000	
		その他の期間		3,000	2,000	

備考 1 「特例使用」とは、改正後の条例第 14 条第 2 号に該当する者（高等学校生徒、中学校生徒、小学校児童その他規則で定める者を除く。）による利用、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 75 条の 3 第 2 号に掲げる利用（高等学校生徒、中学校生徒及び小学校児童の利用を除く。）又は年齢 65 歳以上の者による利用をいう。

2 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、12 月 29 日から 31 日までの日並

びに1月2日及び3日をいう。

- 3 通常使用（一般の場合又は学生における10ホール以上の使用の場合に限る。）又は特例使用（5月1日から10月31日までの期間における10ホール以上の使用の場合に限る。）の場合において、岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第72条第1項第3号に掲げる利用に該当するときの施設の利用料金は、土曜日及び休日にあつては3,500円、その他の日にあつては2,500円とする。

表2 附属の設備の利用料金

区 分		単 位	利用料金
電動 カー ト	4バッグ用（1台ごとに）	1個又は2個のゴルフバッグを積載して使用する場合	円 800
		3個のゴルフバッグを積載して使用する場合	1,200
		4個のゴルフバッグを積載して使用する場合	1,600
	2バッグ用（1台ごとに）		800

表3 改正後の条例第21条第2項において準用する改正後の条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合の利用料金

区 分	単 位		利用料金
行商、募金その他これらに類する 行為	有料公園施設内における場合	1人1日までごとに	円 1,110
	有料公園施設外における場合	1人1日までごとに	370
業として行う写真の撮影	1日までごとに1台ごとに		110
興行	1日までごとに		7,400
展示会、博覧会その他これらに類 する催しの開催	1日までごとに		3,700